

係る還付金、条例第二十条の四十四第二項の規定による県たばこ税に係る還付金

又は法

第四百四十四条の三十第一項若しくは第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による軽油引取税に係る還付金で還付の申請があつたもの

五 略

2及び3 略

取得税に係る還付金、条例第二十条の四十四第二項の規定による県たばこ税に係る還付金、条例第五十七条の三第六項若しくは第五十七条の四第二項の規定による自動車税の環境性能割に係る還付金又は法第四百四十四条の三十第一項若しくは第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による軽油引取税に係る還付金で還付の申請があつたもの

五 略

2及び3 略

(環境性能割の申告書等)

第七十一条の二 条例第五十六条第一項の申告書及び同条第二項の報告書は、第百十二号様式、第百十三号様式又は第百二十一号の七様式によらなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等の手続)

第七十一条の三 条例第五十七条の三第三項の申告書は、第百二十一号の八様式によらなければならない。

2| 所長は、前項の申告書による申告に対する処分を決定したとき又は条例第五十七条の三第五項の規定により徴収猶予を取り消したときは、第百二十一号の九様式による通知書により申告者又は徴収猶予を受けている者に通知しなければならない。

3| 条例第五十七条の三第六項の規定により環境性能割の還付を受けようとする者は、第百二十一号の八様式による申請書を所長に提出しなければならない。

4| 所長は、条例第五十七条の三第一項の規定により納税義務を免除したときは、第百二十一号の十様式による通知書により納税者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除又は還付の手続)

第七十一条の四 条例第五十七条の四の規定により環境性能割の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、第百二十一号の十一様式による申請書を所長に提出しなければならない。

2| 所長は、条例第五十七条の四の規定により納税の義務を免除したときは、第百二十一号の十様式による通知書により申請者に通知しなければならない。

(条例付則第九条の二の十の規則で定める路線)

第七十一条の五 条例付則第九条の二の十に規定する

規則で定める路線は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者が、福岡県バス運行対策費補助金交付要綱（平成十三年十二月二十五日十三交対第二百二十五号）第三条に規定する地域間幹線系統確保維持費補助金のうち車両減価償却費等補助金を受けて運行をする路線とする。

（種別割）の申告書等）

第七十二条 条例第五十七条の十一の申告書は、第十二号様式又は第百十三号様式によらなければならない。

2 他の都道府県において種別割を賦課された者が当該都道府県における納税義務が消滅した後同一の自動車については、前項の申告書を提出する際に当該事実を証する書類をあわせて提出しなければならない。

（種別割）の納付義務免除の申告書等）

第七十二条の二 法第十一条の十第三項の申告は、第百十三号の三様式による申告書によらなければならない。

2 知事は、前項の申告に対して処分を決定したときは、第百十三号の四様式により申告等に通知するものとする。

（所有権留保付自動車に係る売主の報告）

第七十二条の三 知事が、条例第四十九条第一項の自動車の売主に対し条例第五十七条の十二の規定により、当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として、条例で定める事項について報告を求めるときは、第百十三号の五様式によるものとし、これに対する当該売主の報告は、第百十三号の六様式によらなければならない。

（種別割）に係る証明書）

第七十三条 条例第五十七条の十四の証明書は、第百十四号様式によるものとする。

様式目次

様式 番号	件名	関係条文	
		条例	規則
一〇百 百十一	略 自動車税（種別割） 課税免 除申請書	略 五十条	略 七十一条

（自動車税の申告書等）

第七十二条 条例第五十七条の申告書は、第十二号様式又は第百十三号様式によらなければならない。

2 他の都道府県において自動車税を賦課された者が当該都道府県における納税義務が消滅した後同一の自動車については、前項の申告書を提出する際に当該事実を証する書類をあわせて提出しなければならない。

（自動車税）の納付義務免除の申告書等）

第七十二条の二 法第十一条の十第三項の申告は、第百十三号の三様式による申告書によらなければならない。

2 知事は、前項の申告に対して処分を決定したときは、第百十三号の四様式により申告等に通知するものとする。

（所有権留保付自動車に係る売主の報告）

第七十二条の三 知事が、条例第四十九条第一項の自動車の売主に対し条例第五十七条の二の規定により、当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として、条例で定める事項について報告を求めるときは、第百十三号の五様式によるものとし、これに対する当該売主の報告は、第百十三号の六様式によらなければならない。

（自動車税）に係る証明書）

第七十三条 条例第五十七条の十四の証明書は、第百十四号様式によるものとする。

様式目次

様式 番号	件名	関係条文	
		条例	規則
一〇百 百十一	略 自動車税 課税免 除申請書	略 五十条	略 七十一条

百十四	百十三の六	百十三の五	百十三の四	百十三の三	百十三の二	百十三	百十二	百十一の二	百十一の三	百十一	百十一
自動車税 納税証 明書（その一）	所有権留保付 自動車の買主 の住所等報告 書（その一、 その二、その 三）	所有権留保付 自動車の買主 の住所等に係 る報告の請求 書（その一、 その二、その 三）	納税義務免除 承認（不承認 ）通知書	申告書 納税義務免除 自動車税 第二次	略	（報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（移 転変更用及び 抹消・転出用 ）	自動車税 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税 申告書 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税 申告書 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税 の課税 免除決定通知 書	略
五十七條 の四	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十七條 の二	五十條	略
七十三條	七十二條 の三	七十二條 の三	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十一條	略
百十四	百十三の六	百十三の五	百十三の四	百十三の三	百十三の二	百十三	百十二	百十一の二	百十一の三	百十一	百十一
別割）納税証 明書（その一）	所有権留保付 自動車の買主 の住所等報告 書（その一、 その二、その 三）	所有権留保付 自動車の買主 の住所等に係 る報告の請求 書（その一、 その二、その 三）	納税義務免除 承認（不承認 ）通知書	別割）第二次 申告書 納税義務免除 自動車税（種 別割）	略	（報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（移 転変更用及び 抹消・転出用 ）	自動車税（環 境性能割・種 別割）申告書 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税（環 境性能割・種 別割）申告書 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税（環 境性能割・種 別割）申告書 （報告書）（ その一、その 二、その三、 その四）（新 規用）	自動車税（種 別割）の課税 免除決定通知 書	略
五十七條 の十四	五十七條 の十二	五十七條 の十二	五十七條 の十二	五十七條 の十二	五十七條 の十二	五十七條 の十二	五十七條 の十一	五十七條 の十一	五十七條 の十一	五十條	略
七十三條	七十二條 の三	七十二條 の三	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十一條 の二	七十二條 の二	七十二條 の二	七十一條	略

四十二

四十二

様

電話番号

お知らせ

◎自動車の登録手続きはお早めに

自動車税は、毎年4月1日現在運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録されている自動車について、その所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主)に課税されます。

自動車を他人に譲渡したり、下取りに出した場合、又は自動車を使用しなくなった場合には、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録(移転・抹消)をしてください。

その手続きをしないと毎年自動車税が課税されることになります。

また、住所が変わった場合も、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で住所変更の手続きをしてください。

◎身体障がいの方が使用される自動車については、自動車税が減免される場合があります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

◎他県ナンバーへ変更する場合の自動車税の月割計算の廃止について

平成18年4月からは、引越しや車の売買によって自動車に「他県ナンバー」に変わっても、県内での移転登録と同様に自動車税の還付や新たな課税は行わないことになりました。

福岡県 自動車税納入済通知書

加入者名 福岡県 県税事務所出納員 口座番号 合計金額 円

年度 税目 3 登録 5 16 実績 17 23 連番 24

課税 29 納付 32 課税 33 納期限

税 額 35 円 課税事務所 領収日付印

延滞金額 46 円 福岡県 101 106

合計金額 90 円 県税事務所

住所氏名 様

eL-QR eL番号:

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ店 通知します。 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター

福岡県 自動車税 納付書

加入者名 福岡県 県税事務所出納員

課税事務所 領収日付印

福岡県 県税事務所

(金融機関保管用)

福岡県 自動車税異額変更通知書 兼 領収証書

登録番号 税 額 円

住所 延滞金額 円

氏名 合計金額 円

課税年度 年度 納期限 年 月 日

実績年分 年度

当初の課税額(イ) 円

差引額 (ロ) 円

変更後の額 (ハ) = (イ) - (ロ) 円

既に納付している額(ニ) 円

差引納付すべき額 (ホ) = (ハ) - (ニ) 円

変更理由 年 月 日

上記登録の自動車税を変更しましたので通知します。 領収日付印

なお、差引納付すべき額がある場合は、その税額を裏面記載の納付場所において速やかに納付してください。

既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

年 月 日 福岡県 県税事務所長

裏面の注意事項を参照してください。(納税者交付用)

様

電話番号

お知らせ

◎自動車の登録手続きはお早めに

自動車税種別割は、毎年4月1日現在運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録されている自動車について、その所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主)に課税されます。

自動車を他人に譲渡したり、下取りに出した場合、又は自動車を使用しなくなった場合には、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録(移転・抹消)をしてください。

その手続きをしないと毎年自動車税種別割が課税されることになります。

また、住所が変わった場合も、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で住所変更の手続きをしてください。

◎身体障がいの方が使用される自動車については、自動車税種別割が減免される場合があります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

◎他県ナンバーへ変更する場合の自動車税種別割の月割計算の廃止について

平成18年4月からは、引越しや車の売買によって自動車に「他県ナンバー」に変わっても、県内での移転登録と同様に自動車税種別割の還付や新たな課税は行わないことになりました。

福岡県 自動車税種別割納入済通知書

加入者名 福岡県 県税事務所出納員 口座番号 合計金額 円

年度 税目 3 登録 5 16 実績 17 23 連番 24

課税 29 納付 32 課税 33 納期限

税 額 35 円 課税事務所 領収日付印

延滞金額 46 円 福岡県 101 106

合計金額 90 円 県税事務所

住所氏名 様

eL-QR eL番号:

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ店 通知します。 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター

福岡県 自動車税種別割 納付書

加入者名 福岡県 県税事務所出納員

課税事務所 領収日付印

福岡県 県税事務所

(金融機関保管用)

福岡県 自動車税種別割異額変更通知書 兼 領収証書

登録番号 税 額 円

住所 延滞金額 円

氏名 合計金額 円

課税年度 年度 納期限 年 月 日

実績年分 年度

当初の課税額(イ) 円

差引額 (ロ) 円

変更後の額 (ハ) = (イ) - (ロ) 円

既に納付している額(ニ) 円

差引納付すべき額 (ホ) = (ハ) - (ニ) 円

変更理由 年 月 日

上記登録の自動車税種別割を変更しましたので通知します。 領収日付印

なお、差引納付すべき額がある場合は、その税額を裏面記載の納付場所において速やかに納付してください。

既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

年 月 日 福岡県 県税事務所長

裏面の注意事項を参照してください。(納税者交付用)

【新】

第3号様式その3の2(第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

1

自動車税納税通知書・領収証書
兼納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) (公)

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

上記の金額を納付してください。
年 月 日

福岡県 県税事務所長

上記のとおり領収しました。

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)
領収印のないもの又は有効期限が=で抹消してあるものは納税証明なりません。
有効期限

年 月 日

納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)

2

納付書・郵便振替依頼書

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

郵便振替依頼書 払出口座番号

上記金額を私名義の上記口座から払い出し、納付してください。

年 月 日 44 49

上記のとおり納付します。

払出請求人 氏名

印

財二業第894号承認 (金融機関保管用)

3

領収済通知書

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

取引店 支店

取りまとめ郵便局

上記のとおり領収したので通知します。

年 月 日 44 49

領収日付印

(県税事務所送付用)

【旧】

第3号様式その3の2(第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

1

自動車税(種別割)納税通知書・領収証書
兼納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) (公)

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

上記の金額を納付してください。
年 月 日

福岡県 県税事務所長

上記のとおり領収しました。

自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)
領収印のないもの又は有効期限が=で抹消してあるものは納税証明なりません。
有効期限

年 月 日

納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)

2

納付書・郵便振替依頼書

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

郵便振替依頼書 払出口座番号

上記金額を私名義の上記口座から払い出し、納付してください。

年 月 日 44 49

上記のとおり納付します。

払出請求人 氏名

印

財二業第894号承認 (金融機関保管用)

3

領収済通知書

口座番号

加入者 県税事務所出納員

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

登録番号	福岡	久留米	車種	ひらがな	番号	CD
福1	北九州3	筑豊5				

課税年度	年度分	期別	納付区分
税額			
延滞金			
合計			
納期限		年 月 日	

取引店 支店

取りまとめ郵便局

上記のとおり領収したので通知します。

年 月 日 44 49

領収日付印

(県税事務所送付用)

第3号様式その3の3(第6条関係)

福岡県 自動車税 年度納入通知書

口 番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員 eL番号:

取納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車

納期限	年	月	日	税額	延滞金	合計金額
氏納付 名者				00	円	円
C V S 取 納 用						円

額取日付印 (県税事務所送付用)

取納代行 (ご注意)
バーコードがないもの
や金額訂正したものは
コンビニエンスストア
では納付できません。
eL-QR

上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控)
取引店 福岡銀行 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持時金事務センター
ATM読取不可

福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)

加入者名 福岡県 県税事務所出納員
口 番号 延滞金 円
税 額 円
延滞金 円
合計金額 円

納期限 年 月 日

納付者 氏 名 様

登録番号 額取日付印 (金融機関保管/店舗控用)

福岡県 自動車税 年度 納税通知書兼領収証書 (納税者用) eL番号:

口 番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員
登録番号 納期限 年 月 日

税額	延滞金	合計金額
円	円	円

裏面を参照のうえ、上記のとおり納付して
ください。 年 月 日

額取日付印 (納税者交付用)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	車台番号	管理ID	有効期限
			年 月 日

額取日付印

第3号様式その3の3(第6条関係)

福岡県 自動車税種別割 年度納入通知書

口 番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員 eL番号:

取納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車 種別割

納期限	年	月	日	税額	延滞金	合計金額
氏納付 名者				00	円	円
C V S 取 納 用						円

額取日付印 (県税事務所送付用)

取納代行 (ご注意)
バーコードがないもの
や金額訂正したものは
コンビニエンスストア
では納付できません。
eL-QR

上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控)
取引店 福岡銀行 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持時金事務センター
ATM読取不可

福岡県 自動車税種別割 納付書 (店舗控)

加入者名 福岡県 県税事務所出納員
口 番号 延滞金 円
税 額 円
延滞金 円
合計金額 円

納期限 年 月 日

納付者 氏 名 様

登録番号 額取日付印 (金融機関保管/店舗控用)

福岡県 自動車税種別割 年度 納税通知書兼領収証書 (納税者用) eL番号:

口 番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員
登録番号 納期限 年 月 日

税額	延滞金	合計金額
円	円	円

裏面を参照のうえ、上記のとおり納付して
ください。 年 月 日

額取日付印 (納税者交付用)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	車台番号	管理ID	有効期限
			年 月 日

額取日付印

【新】

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税納税通知書(一括納付用)	
住所又は所在地	
氏名又は名称	様
区 分	年度自動車税
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。
年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

納付場所 別添納付書記載のとおり
 法的根拠 地方税法第146条、福岡県税条例第48条
 教 示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【旧】

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税(種別割)納税通知書(一括納付用)	
住所又は所在地	
氏名又は名称	様
区 分	年度自動車税(種別割)
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。
年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所
 法的根拠 地方税法第146条、福岡県税条例第48条
 教 示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

福岡県		自動車税		年度 納税通知書(口座振替)	
課税年度	年度	税 額 (振替額)			円
登録番号		納 期 限 (振替日)	年	月	日
上記の金額を下記の口座より振替します。					
金融機関名					
支 店 名					
預 金 種 別					
口 座 番 号					
口座名義人					
年 月 日					
<div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto;"></div>					

■納付について
あなたに賦課された自動車税は、左記の金融機関の預金口座から納期限(納期の末日)に自動振替により納税されます。

■自動車税の法的根拠について
自動車税は、自動車の所有者(所有権留保付き割賦販売の場合は使用者)に課税されます(地方税法第146条、福岡県税条例第48条)。

■延滞金について
口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金は、法律に基づき納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

■自動車税住所変更申出書について
自動車税住所変更申出書の記載事項のうち、①登録番号②車台番号③管理IDについては、下表から転記してください(車台番号は下3桁のみ)。

登録番号	
車台番号	
管理ID	

■お問い合わせ先
・課税に関するもの
 県税事務所収税課自動車税係
・口座振替納税に関するもの
 県税事務所収税課収納係

福岡県		自動車税(種別割)		年度 納税通知書(口座振替)	
課税年度	年度	税 額 (振替額)			円
登録番号		納 期 限 (振替日)	年	月	日
上記の金額を下記の口座より振替します。					
金融機関名					
支 店 名					
預 金 種 別					
口 座 番 号					
口座名義人					
年 月 日					
<div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto;"></div>					

■納付について
あなたに賦課された自動車税(種別割)は、左記の金融機関の預金口座から納期限(納期の末日)に自動振替により納税されます。

■自動車税(種別割)の法的根拠について
自動車税(種別割)は、自動車の所有者(所有権留保付き割賦販売の場合は使用者)に課税されます(地方税法第146条、福岡県税条例第48条)。

■延滞金について
口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金は、法律に基づき納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

■自動車税(種別割)住所変更申出書について
自動車税(種別割)住所変更申出書の記載事項のうち、①登録番号②車台番号③管理IDについては、下表から転記してください(車台番号は下3桁のみ)。

登録番号	
車台番号	
管理ID	

■お問い合わせ先
・課税に関するもの
 県税事務所収税課自動車税係
・口座振替納税に関するもの
 県税事務所収税課収納係

税 納 税 通 知 書			
住所又は所在地 氏名又は名称		様	
	年度		税
	課 税 標 準 額	税 率	税 額
	円		円
	納 期 限	年 月 日	
	備 考		
<p>上記のとおり納付してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div> 福岡県 県税事務所長 </div>			
納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所		
法的根拠	地方税法第 条、福岡県税条例第 条		
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
延 滞 金			

備考 1 この様式は、自動車税又は軽自動車税の環境性能割を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。

2 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【新】

第17号の3様式その2 (第13条関係)

<p>② 福岡県 自動車税 年度 納入済通知書</p> <p>口座番号 加入者名 福岡県 県税事務所出納員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>納税機 関番号</th> <th>納付 番号</th> <th>確認 番号</th> <th>納付 区分</th> </tr> <tr> <td>登録 番号</td> <td>CD</td> <td>課税年度</td> <td>年度 税目 自動車</td> </tr> </table> <p>納期限 年月日 税額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏納付 名者</td> <td>延滞金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>取納代行 (ご注意) バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。(県税事務所送付用) (受付局→取りまとめ店→加入者)</p> <p>上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控) 取引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812-8791 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター ATM読取不可</p>	納税機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車	氏納付 名者	延滞金	0	0	円		合計額			円	<p>② 福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)</p> <p>加入者名 福岡県 県税事務所出納員</p> <p>口座番号</p> <p>税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計金額 円</p> <p>納期限 年月日</p> <p>納付者名 様</p> <p>登録番号</p> <p>額収日付印</p> <p>切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニ等にお出しください。</p> <p>(金融機関保管/店舗控用)</p>	<p>② 福岡県 自動車税 年度 領収証書 (納税者用)</p> <p>口座番号 加入者名 福岡県 県税事務所出納員 登録番号</p> <p>納期限 年月日</p> <p>税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計金額 円</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>額収日付印</p> <p>領収証紙・印紙は不要です。</p> <p>(納税者交付用)</p> <p>この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。</p>	<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理ID</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>この納税証明書は車検を受けるときに必要です。【車検証】と一緒に保管してください。</p> <p>額収日付印</p>	登録番号		車台番号		管理ID		有効期限	年 月 日
納税機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																										
登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車																										
氏納付 名者	延滞金	0	0	円																									
	合計額			円																									
登録番号																													
車台番号																													
管理ID																													
有効期限	年 月 日																												

【旧】

第17号の3様式その2 (第13条関係)

<p>② 福岡県 自動車税(種別割) 年度 納入済通知書</p> <p>口座番号 加入者名 福岡県 県税事務所出納員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>納税機 関番号</th> <th>納付 番号</th> <th>確認 番号</th> <th>納付 区分</th> </tr> <tr> <td>登録 番号</td> <td>CD</td> <td>課税年度</td> <td>年度 税目 自動車</td> </tr> </table> <p>納期限 年月日 税額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏納付 名者</td> <td>延滞金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>取納代行 (ご注意) バーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。(県税事務所送付用) (受付局→取りまとめ店→加入者)</p> <p>上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控) 取引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812-8791 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター ATM読取不可</p>	納税機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車	氏納付 名者	延滞金	0	0	円		合計額			円	<p>② 福岡県 自動車税(種別割) 納付書 (店舗控)</p> <p>加入者名 福岡県 県税事務所出納員</p> <p>口座番号</p> <p>税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計金額 円</p> <p>納期限 年月日</p> <p>納付者名 様</p> <p>登録番号</p> <p>額収日付印</p> <p>切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニ等にお出しください。</p> <p>(金融機関保管/店舗控用)</p>	<p>② 福岡県 自動車税(種別割) 年度 領収証書 (納税者用)</p> <p>口座番号 加入者名 福岡県 県税事務所出納員 登録番号</p> <p>納期限 年月日</p> <p>税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計金額 円</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>額収日付印</p> <p>領収証紙・印紙は不要です。</p> <p>(納税者交付用)</p> <p>この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。</p>	<p>自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理ID</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>この納税証明書は車検を受けるときに必要です。【車検証】と一緒に保管してください。</p> <p>額収日付印</p>	登録番号		車台番号		管理ID		有効期限	年 月 日
納税機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																										
登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車																										
氏納付 名者	延滞金	0	0	円																									
	合計額			円																									
登録番号																													
車台番号																													
管理ID																													
有効期限	年 月 日																												

【新】

第2-2号様式その2の1(第15条関係)

受付印		決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号																				
								※																				
								照合番号																				
								※																				
申請者 (納税者) (義務者)	住所																											
	氏名	(フリガナ)																										
	個人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																										
電話番号	自宅	()		携帯	()																							
自動車税減免申請書 (身体障がい者等に対する減免) 下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。																												
年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号																								
				福岡 久留米 北九州 筑豊																								
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取 得)	新規登録・移転登録 年 月 日																									
同上の交付年	年 月 日	最大積載量 乗 車 定 員	kg (kg) 人 (人)																									
障害名及び障害等級 (程度)		総排気量 又は定格出力	1 kw kw																									
		車名・年式	年式																									
運転免許証の番号		車台番号																										
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場所 (使用の本拠の位置)	1 住所と同じ 2																									
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車 を譲渡・抹消 し新たに自 動車を取得 した場合	譲渡・抹消 自動車 登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊																								
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消 年 月 日																									
		※通知書 発 送 日 号	年 月 日																									
申請者との関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 身体障がい者等の氏名	申請者との続柄			※	手帳等	印																				
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 運 転 者 の 氏 名	障がい者との続柄			※	運 転 免 許 証	印																				
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他()		課税状況・一覧表及び減免処理簿			認	印																					
摘要																												

(記載については裏面をお読みください。)

※印の欄は、記載しないください。

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

【旧】

第2-2号様式その2の1(第15条関係)

受付印		決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号																				
								※																				
								照合番号																				
								※																				
申請者 (納税者) (義務者)	住所																											
	氏名	(フリガナ)																										
	個人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																										
電話番号	自宅	()		携帯	()																							
自動車税減免申請書 (環境性能割) (身体障がい者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能割)を減額・免除されるよう申請します。																												
区分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号																							
環境性能割					福岡 久留米 北九州 筑豊																							
種別割																												
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取 得)	新規登録・移転登録 年 月 日																									
同上の交付年	年 月 日	最大積載量 乗 車 定 員	kg (kg) 人 (人)																									
障害名及び障害等級 (程度)		総排気量 又は定格出力	1 kw kw																									
		車名・年式	年式																									
運転免許証の番号		車台番号																										
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場所 (使用の本拠の位置)	1 住所と同じ 2																									
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車 を譲渡・抹消 し新たに自 動車を取得 した場合	譲渡・抹消 自動車 登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊																								
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消 年 月 日																									
		※通知書 発 送 日 号	年 月 日																									
申請者との関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 身体障がい者等の氏名	申請者との続柄			※	手帳等	印																				
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 運 転 者 の 氏 名	障がい者との続柄			※	運 転 免 許 証	印																				
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他()		課税状況・一覧表及び減免処理簿			認	印																					
摘要																												

(記載については裏面をお読みください。)

※印の欄は、記載しないください。

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

【新】
(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

提出書類	手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家族			
			同居		別居	
			同じ住民票	異なる住民票だが住民票の住所が同じ	社会保険証の被扶養者と被保険者	常時介護証明
身体障害者手帳等(原本)	※1	○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)		○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)		○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内)	※3		○	○ ※4	○ ※4	○
戸籍抄本(原本)				○ ※5		
社会保険証(写し)					○	
常時介護証明書(原本)						○
使用状況等証明書(原本)	※6				○	

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。

複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。

※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。

※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です(マイナンバーは不要です。)

※4 両世帯の者が必要です。

※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。

※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

【旧】
(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

提出書類	手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家族			
			同居		別居	
			同じ住民票	異なる住民票だが住民票の住所が同じ	社会保険証の被扶養者と被保険者	常時介護証明
身体障害者手帳等(原本)	※1	○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)		○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)		○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内)	※3		○	○ ※4	○ ※4	○
戸籍抄本(原本)				○ ※5		
社会保険証(写し)					○	
常時介護証明書(原本)						○
使用状況等証明書(原本)	※6				○	

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。

複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。

※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。

※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です(マイナンバーは不要です。)

※4 両世帯の者が必要です。

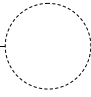
※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。

※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

【新】

第22号様式その2の2 (第15条関係)

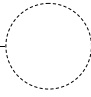
受付印		決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
								※
								照合番号
								※
	申請者	住所						
	(納税義務者)	氏名 (フリガナ)						
		電話番号	自宅	()	携帯	()		
自動車税減免申請書 (身体障がい者等に対する減免) 下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。								
年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号				
				福岡 久留米 北九州 筑豊				
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取得)	新規登録・移転登録 年 月 日					
同上の交付年月日	年 月 日	最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)					
障害名及び障害等級(程度)		総排気量 又は定格出力	l kw					
		車名・年式 型式	年式					
運転免許証の番号		車台番号						
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場 (使用の本拠の位置)	1. 住所に同じ 2. 福岡・北九州・久留米・筑豊					
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消の登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊				
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消 年 月 日					
		※通知書発送番号	年 月 日					
申請者との関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 身体障がい者等の氏名		申請者との続柄			手帳等	印
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 障がい者との続柄 氏名		申請者との続柄			※ 手帳等	印
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他()		申請者との続柄			運転免許	印	
摘要						課税状況・一覧表及び減免処理簿	印	

(記載については裏面をお読みください。)

※印の欄は、記載しないでください。

【旧】

第22号様式その2の2 (第15条関係)

受付印		決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
								※
								照合番号
								※
	申請者	住所						
	(納税義務者)	氏名 (フリガナ)						
		電話番号	自宅	()	携帯	()		
自動車税減免申請書 自動車税(環境性能制) (身体障がい者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能制)を減額・免除されるよう申請します。								
区分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号			
環境性能制					福岡 久留米 北九州 筑豊			
種別								
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取得)	新規登録・移転登録 年 月 日					
同上の交付年月日	年 月 日	最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)					
障害名及び障害等級(程度)		総排気量 又は定格出力	l kw					
		車名・年式 型式	年式					
運転免許証の番号		車台番号						
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場 (使用の本拠の位置)	1. 住所に同じ 2. 福岡・北九州・久留米・筑豊					
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消の登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊				
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消 年 月 日					
		※通知書発送番号	年 月 日					
申請者との関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 身体障がい者等の氏名		申請者との続柄			手帳等	印
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 障がい者との続柄 氏名		申請者との続柄			※ 手帳等	印
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他()		申請者との続柄			運転免許	印	
摘要						課税状況・一覧表及び減免処理簿	印	

(記載については裏面をお読みください。)

※印の欄は、記載しないでください。

注意 この自動車を
使用しなくなったときや、
変更があったときは、速やかに
当県税事務所に連絡してください。

注意 この自動車を
使用しなくなったときや、この申請書に
記載された内容に変更が
あったときは、速やかに当県税事務所に
連絡してください。

【新】
(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

提出書類	手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家 族			
			同 居		別 居	
			同 じ 住民票	異なる住 民票だが 住民票の 住所地在 所が同じ	社会保険 証の被扶 養者と被 保険者	常時介護 証 明
身体障害者手帳等(原本)	※1	○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)		○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)		○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内)	※3		○	○ ※4	○ ※4	○
戸籍抄本(原本)				○ ※5		
社会保険証(写し)					○	
常時介護証明書(原本)						○
使用状況等証明書(原本)	※6				○	

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことで。

複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。

※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。

※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です(マイナンバーは不要です。)

※4 両世帯の者が必要です。

※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。

※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

【旧】
(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

提出書類	手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家 族			
			同 居		別 居	
			同 じ 住民票	異なる住 民票だが 住民票の 住所地在 所が同じ	社会保険 証の被扶 養者と被 保険者	常時介護 証 明
身体障害者手帳等(原本)	※1	○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)		○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)		○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内)	※3		○	○ ※4	○ ※4	○
戸籍抄本(原本)				○ ※5		
社会保険証(写し)					○	
常時介護証明書(原本)						○
使用状況等証明書(原本)	※6				○	

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことで。

複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。

※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。

※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です(マイナンバーは不要です。)

※4 両世帯の者が必要です。

※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。


※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

【新】

第22号様式その3の1 (第15条関係)


- お 願 い
- この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
 - この申請書には次の書類を添付して提出してください。
 - 公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
 - 公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の上記の写し

受付印 	※承認、却下の通知 伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理 及通知	月 日 印	※印の欄は 記載しないでください。
	年 月 日 福岡県知事 殿		申請者 (納税者)		住 所	氏 名	個人番号 又は 法人番号 (右詰で記載)	電話番号 自宅 () 携帯 ()	
自動車税減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。									
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号				
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊				
教習所指定 番 号	第 号	最大積載量 乗車定員		kg(kg) 人(人)					
同上指定年月日	年 月 日	総排気量 又は定格出力		1 kw					
教習車承認 番 号	第 号	車 型 式 ・ 年 式							
同上承認年月日	年 月 日	車 台 番 号							
自動車登録 年 月 日	新規登録・移転登録 年 月 日	定 置 場 (使用の本拠の 位置)							
※ 調 査 事 項									
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで								
調 査 の て ん 末									
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調 査 年 月 日 調 査 員	年 月 日 ⑩						

【旧】

第22号様式その3の1 (第15条関係)

- お 願 い
- この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
 - この申請書には次の書類を添付して提出してください。
 - 公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
 - 公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の上記の写し

受付印 	※承認、却下の通知 伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理 及通知	月 日 印	※印の欄は 記載しないでください。
	年 月 日 福岡県知事 殿		申請者 (納税者)		住 所	氏 名	個人番号 又は 法人番号 (右詰で記載)	電話番号 自宅 () 携帯 ()	
自動車税(種別割)減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税(種別割)を減免されるよう申請します。									
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号				
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊				
教習所指定 番 号	第 号	最大積載量 乗車定員		kg(kg) 人(人)					
同上指定年月日	年 月 日	総排気量 又は定格出力		1 kw					
教習車承認 番 号	第 号	車 型 式 ・ 年 式							
同上承認年月日	年 月 日	車 台 番 号							
自動車登録 年 月 日	新規登録・移転登録 年 月 日	定 置 場 (使用の本拠の 位置)							
※ 調 査 事 項									
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで								
調 査 の て ん 末									
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調 査 年 月 日 調 査 員	年 月 日 ⑩						

【新】

第2号様式その3の2 (第15条関係)

お願い

- この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
- この申請書には次の書類を添付して提出してください。

- (1)公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
- (2)公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し

受付印 	※承認、却下の通知 伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理 及び通 知	月 日 印
	年 月 日 福岡県知事殿		申請者 (納税 義務者)	住 所 氏 名 (電話 — —)				
自動車税減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。								
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号			
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊			
教習所指定 番号	第 号	最大積載量 乗車定員	Kg(kg) 人(人)					
同上指定年月日	年 月 日	総排気量 又は定格出力	1 kw					
教習車承認 番号	第 号	車型式・年式						
同上承認年月日	年 月 日	車台番号						
自動車登録 年月日	新規登録・移転登録 年 月 日	定置場 (使用の本拠の 位置)						
※ 調 査 事 項								
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで							
調 査 の て ん 未								
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 ㊦					

※印の欄は、記載しないでください。

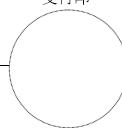
【旧】

第2号様式その3の2 (第15条関係)

お願い

- この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
- この申請書には次の書類を添付して提出してください。

- (1)公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
- (2)公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し

受付印 	※承認、却下の通知 伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理 及び通 知	月 日 印
	年 月 日 福岡県知事殿		申請者 (納税 義務者)	住 所 氏 名 (電話 — —)				
自動車税(種別割)減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税(種別割)を減免されるよう申請します。								
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号			
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊			
教習所指定 番号	第 号	最大積載量 乗車定員	Kg(kg) 人(人)					
同上指定年月日	年 月 日	総排気量 又は定格出力	1 kw					
教習車承認 番号	第 号	車型式・年式						
同上承認年月日	年 月 日	車台番号						
自動車登録 年月日	新規登録・移転登録 年 月 日	定置場 (使用の本拠の 位置)						
※ 調 査 事 項								
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで							
調 査 の て ん 未								
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 ㊦					

※印の欄は、記載しないでください。

【新】

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。
- (2) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (3) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

【旧】

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税(環境性能割)の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表(以下「一覧表」という。)に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更に要した費用を加算した額を記載してください。
また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に要した費用を加算した額を記載してください。
- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し

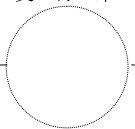
3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税(種別割)の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

【新】

第2号様式その4の2(第15条関係)

受付印  年 月 日 福岡県知事殿		決 裁		係 員	係 長	課 長	副所長	所 長
		年 月 日						
申請者 (納税義務者)		住 所		氏 名 (電話 — —)				
		氏 名						
自動車税減免申請書 (身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免) 下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。								
年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号				
				福 岡 北九州 久留米 筑 豊				
登 録 年月日		種 別		用 途	車体の形 状			
型 式		車台番号		使用の本 拠の位置				
特別の仕様又は構造 変更を施した箇所								
自 動 車 の 使 用 目 的								
※ 通知書発 送 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号 (3)、(4)、(5)	申告書又は 課税状況 一 覧 表	年 月 日 印			

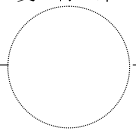
(記載については、裏面をお読みください)

お願い
自動車税
の減免申請
では、身体障
害者手帳等
の提示をお
願いする場
合があります。
詳しくは
裏面をお読
みください。

※印の欄は、記載しないでください。

【旧】

第2号様式その4の2(第15条関係)

受付印  年 月 日 福岡県知事殿		決 裁		係 員	係 長	課 長	副所長	所 長
		年 月 日						
申請者 (納税義務者)		住 所		氏 名 (電話 — —)				
		氏 名						
自 動 車 税 減 免 申 請 書 軽自動車税(環境性能割) (身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免) 下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能割)を減額・免除されるよう申請します。								
区 分	年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号			
環 境 性 能 割					福 岡 北九州 久留米 筑 豊			
種 別 割								
登 録 年月日		種 別		用 途	車体の形 状			
型 式		車台番号		使用の本 拠の位置				
自動車の取得価額			特別の使用又は構造 変更に必要な費用					
特別の仕様又は構造 変更を施した箇所								
自 動 車 の 使 用 目 的								
※ 通知書発 送 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号 (3)、(4)、(5)	申告書又は 課税状況 一 覧 表	年 月 日 印			

(記載については、裏面をお読みください)

お願い
自動車税
(種別割)の
減免申請で
は、身体障
害者手帳等
の提示をお
願いする場
合があります。
詳しくは
裏面をお読
みください。

※印の欄は、記載しないでください。

【新】

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。
- (2) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (3) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

【旧】

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税(環境性能割)の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額表及び税額一覧表(以下「一覧表」という。)に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更を要した費用を加算した額を記載してください。
また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更を要した費用を加算した額を記載してください。
- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税(種別割)の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

【新】

第23号様式その2(第15条関係)

第 年	月	号 日
様		
印 福岡県 県税事務所長		
商品中古自動車に係る自動車税減免申請について		
年 月 日付けの商品中古自動車に係る自動車税の減免申請について は、下記の理由により減免の取扱いを行わないことになりましたので、お知らせします。		
記		
告示		
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。		
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

【旧】

第23号様式その2(第15条関係)

第 年	月	号 日
様		
印 福岡県 県税事務所長		
商品中古自動車に係る自動車税(種別割)減免申請について		
年 月 日付けの商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免申請 については、下記の理由により減免の取扱いを行わないことになりましたので、お知らせ します。		
記		
告示		
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。		
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

【新】

第23号様式その3 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税減免決定通知書
(身体障がい者等に対する減免)

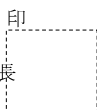
年 月 日申請のあった自動車税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の 税 額	減免される 税 額	減免後の 税 額	減 免 される額	自動車登録 (車両)番号
		円	円	円	円	福岡 北九州 久留米 筑豊
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



次の事由が生じたときは、速やかに当事務所にご連絡ください。

- 1 この自動車を使用しなくなったとき又は使用目的を変更したとき。
- 2 身体障害者手帳等の再交付又は記載事項に変更があったとき。
- 3 運転免許の取消し、あるいは条件の変更等があったとき。
- 4 運転者と障がい者が同居しなくなったとき。
- 5 その他、減免申請書に記載した事項に変更があったとき。

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

【旧】

第23号様式その3 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税減免決定通知書
軽自動車税(環境性能割)
(身体障がい者等に対する減免)

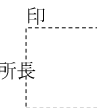
年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税(環境性能割)が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種 別 割					環 境 性 能 割	自動車登録 (車両)番号
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の 税 額	減免される 税 額	減免後の 税 額	減 免 される額	福岡 北九州 久留米 筑豊
		円	円	円	円	
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



次の事由が生じたときは、速やかに当事務所にご連絡ください。

- 1 この自動車を使用しなくなったとき又は使用目的を変更したとき。
- 2 身体障害者手帳等の再交付又は記載事項に変更があったとき。
- 3 運転免許の取消し、あるいは条件の変更等があったとき。
- 4 運転者と障がい者が同居しなくなったとき。
- 5 その他、減免申請書に記載した事項に変更があったとき。

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

【新】

別紙

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【旧】

別紙

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第23号様式その4 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税減免決定通知書
(指定自動車教習所に対する減免)

年 月 日申請のあった自動車税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前 の税額 円	減免 される額 円	減免後 の税額 円	減免 される額 円	自動車 登録番号
						福岡 北九州 久留米 筑豊
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【旧】

第23号様式その4 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税(種別割)減免決定通知書
(指定自動車教習所に対する減免)

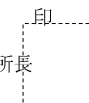
年 月 日申請のあった自動車税(種別割)が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前 の税額 円	減免 される額 円	減免後 の税額 円	減免 される額 円	自動車 登録番号
						福岡 北九州 久留米 筑豊
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第23号様式その5(第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税減免決定通知書

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)

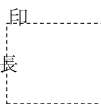
年 月 日申請のあった自動車税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額	自動車登録(車両)番号
		円	円	円	円	福岡 北九州 久留米 筑豊
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることがや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【旧】

第23号様式その5(第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税
軽自動車税(環境性能割) 減免決定通知書

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)

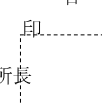
年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税(環境性能割)が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種 別 割					環 境 性能 割	自動車登録(車両)番号
納税通知書番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額	福岡 北九州 久留米 筑豊
		円	円	円	円	
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることがや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

【旧】

第25号様式その3 (第17条関係)

受付印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		決裁 年 月 日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号	
									※
									照合番号
		納税義務者	住所(所在地)						
			氏名(名称)	(電話 — —)					
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 軽自動車税 地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、以下のとおり請求します。									
自動車の内容 福岡 北九州 久留米 筑豊		登録(車両)番号							
申告書提出 年月日	年 月 日	更正又は決定の通知を受けた日			年 月 日				
区 分		課税標準等			税 額 等				
更正前の額					円		円		
更正後の額					円		円		
請求の理由									
※ 事務処理事項									
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 						

※印欄は記載しないでください。

備考 令和5年1月1日以後に納税義務が成立する自動車税又は軽自動車税の環境性能割に係る更正の請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

【新】

第27号様式その5 削除

【旧】

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車税 (環境性能割)に係る更正・決定 通知書
 軽自動車税 納額告知書

納税義務者	住所			
	氏名		自動車登録 又は届出番号	
環境性能割	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	既に納付の確定しているもの		$\frac{\quad}{100}$	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	不申告加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	重加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	合計			
法定納期限	年 月 日	納付場所	指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県 県税事務所	
<p>地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正・決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。なお、延滞金が発生する場合は、本税完納後に納付書を送付します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県 県税事務所長 印</p> <p>教示 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p> <p>延滞金について</p>				

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第34号様式その1(第22条関係)

(第1紙) (第2紙) (第3紙)

料金後納郵便

重要 必ず開封し、内容をご覧ください。 親展

福岡県 県税事務所
電話

矢印部分よりゆっくりはがしてご覧ください。
裏面の開封方法もご覧ください。
雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

順序 2 順序 1

課税年度 年度 調定事由 自動車登録番号
税額(円) 延滞金(円) 納期限 年月日

年月日 福岡県 県税事務所長

(納付される場合はここから切り離してご使用ください。)

福岡県税 納入済通知書 ㊟
eL番号

加入者 福岡県 口座 登録番号
税目 延滞金 円 円
実績年月 納期限 年月日
eL-QR 納付方法や納付場
所については裏面
をご覧ください。

合計 円

上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ店
取引店 福岡銀行 支店 ゆうちょ銀行 公金QR受持時金事務
センター

金融機関・コンビニ領収日付印

(県税事務所送付用)

自動車税 督促状

本書は、月 日現在で作成してお 地方税法第166条により督促しますので、左
りますが、金融機関によっては納税の確 記の金額を納めてください。
認に一定の期間を要します。 月 日までに完納されないときは、
・既に納められている場合は行き違いで 財産差押えの処分を受けることになりま
すので、ご了承ください。

*この処分に不服のある場合は裏面をご
覧ください。

納付書(店舗控) ㊟
口座 加入者 福岡県 税目
登録番号 年月分
税額 延滞金
合計 年月日
納期限

領収証書 ㊟
口座 加入者 福岡県 税目
課税年度 年 調定事由
登録番号
税額 延滞金 円 円
合計 円
納期限 年月日
上記のとおり領収しました。

領収日付印
(納付者交付用)

納付場所、延滞金
については裏面
をご覧ください。

備考 裏面に、県税の納付場所について、審査請求等に係る告示及び当該年における延滞金の計算方法等について記載すること。

【旧】

第34号様式その1(第22条関係)

(第1紙) (第2紙) (第3紙)

料金後納郵便

重要 必ず開封し、内容をご覧ください。 親展

福岡県 県税事務所
電話

矢印部分よりゆっくりはがしてご覧ください。
裏面の開封方法もご覧ください。
雨等により濡れている場合は、十分に乾かして
からはがしてください。

順序 2 順序 1

課税年度 年度 調定事由 自動車登録番号
税額(円) 延滞金(円) 納期限 年月日

年月日 福岡県 県税事務所長

(納付される場合はここから切り離してご使用ください。)

福岡県税 納入済通知書 ㊟
eL番号

加入者 福岡県 口座 登録番号
税目 延滞金 円 円
実績年月 納期限 年月日
eL-QR 納付方法や納付場
所については裏面
をご覧ください。

合計 円

上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ店
取引店 福岡銀行 支店 ゆうちょ銀行 公金QR受持時金事務
センター

金融機関・コンビニ領収日付印

(県税事務所送付用)

自動車税種別別 督促状

本書は、月 日現在で作成してお 地方税法第177条の19により督促しますの
りますが、金融機関によっては納税の確 認に一定の期間を要します。 月 日までに完納されないときは、
・既に納められている場合は行き違いで 財産差押えの処分を受けることになりま
すので、ご了承ください。

*この処分に不服のある場合は裏面をご
覧ください。

納付書(店舗控) ㊟
口座 加入者 福岡県 税目
登録番号 年月分
税額 延滞金
合計 年月日
納期限

領収証書 ㊟
口座 加入者 福岡県 税目
課税年度 年 調定事由
登録番号
税額 延滞金 円 円
合計 円
納期限 年月日
上記のとおり領収しました。

領収日付印
(納付者交付用)

納付場所、延滞金
については裏面
をご覧ください。

備考 裏面に、県税の納付場所について、審査請求等に係る告示及び当該年における延滞金の計算方法等について記載すること。

様		福岡県 県税事務所長		印
督促状				
年 月 日				
税 目				
年 度	調 定 事 由	課 税 番 号		
実 績 年 月		本 書 作 成 日		
		年 月 日		
税 額			円	
延 滞 金			円	
過少申告加算金			円	
不申告加算金			円	
重 加 算 金			円	
合 計			円	
納期限	年 月 日			

地方税法第 条により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分
この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

2 教示
(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 その他
上記の金額は作成日現在の滞納額です。
この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

備考1 この督促状は、地方税法第71条の17(県民税利子割)、第71条の38(県民税配当割)、第71条の58(県民税株式等譲渡所得割)、第72条の66(個人事業税)、第73条の34(不動産取得税)、第74条の25(県たばこ税)、第92条(ゴルフ場利用税)、第144条の49(軽油引取税)、第166条(自動車税)、第198条(鉱区税)、第700条の64(狩猟税)、第733条の22(産業廃棄物税及び宿泊税)の規定により作成すること。

2 適用条項は、該当する条項を記載すること。

様		福岡県 県税事務所長		印
督促状				
年 月 日				
税 目				
年 度	調 定 事 由	課 税 番 号		
実 績 年 月		本 書 作 成 日		
		年 月 日		
税 額			円	
延 滞 金			円	
過少申告加算金			円	
不申告加算金			円	
重 加 算 金			円	
合 計			円	
納期限	年 月 日			

地方税法第 条により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分
この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

2 教示
(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 その他
上記の金額は作成日現在の滞納額です。
この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

備考1 この督促状は、地方税法第71条の17(県民税利子割)、第71条の38(県民税配当割)、第71条の58(県民税株式等譲渡所得割)、第72条の66(個人事業税)、第73条の34(不動産取得税)、第74条の25(県たばこ税)、第92条(ゴルフ場利用税)、第144条の49(軽油引取税)、第173条(自動車税(環境性能割))、第177条の19(自動車税(種別割))、第198条(鉱区税)、第700条の64(狩猟税)、第733条の22(産業廃棄物税及び宿泊税)の規定により作成すること。

2 適用条項は、該当する条項を記載すること。

【新】

第38号様式その3 (第29条関係)

(表)

8.5ミリメートル	98.0ミリメートル	県税額変更通知書兼過誤納金還付・充当通知書										会計年度	一般会計 歳入	カード 番号				
		様										課税年度	年度分	期別	税目	整理番号		
												自動車税		自動車登録番号				
送金 口座 振替 依頼	福岡銀行(公金集中取扱) 県税事務所											支払 場所 (振替 店)		店				
						年	月	日	号									
区分		過誤納金	充 当 し た 県 税 等							差 引								
当 初 決 定 額	円	区 分	課税年度	年度分	期別	税目	登 録 番 号	整 理 番 号	充 当 金 額	還 付 金 額								
減 額		県 税				税				円								
差引税額		延滞金				税												
減額理由						税												
		還付加算金				税												
		合 計				税												
上記のとおり自動車税を減額しましたので通知します。		あなたが納められました県税等は上記のとおり納め過ぎとなりましたから			1 お返します。 2 未納の県税等に充当しました。 3 未納の県税等に充当し、剰余金はお返します。		年 月 日		福岡県 県税事務所長									
(審査請求等については裏面をお読みください。)																		
8.5ミリメートル	8.0ミリメートル	216.0ミリメートル										8.0ミリメートル						

【旧】

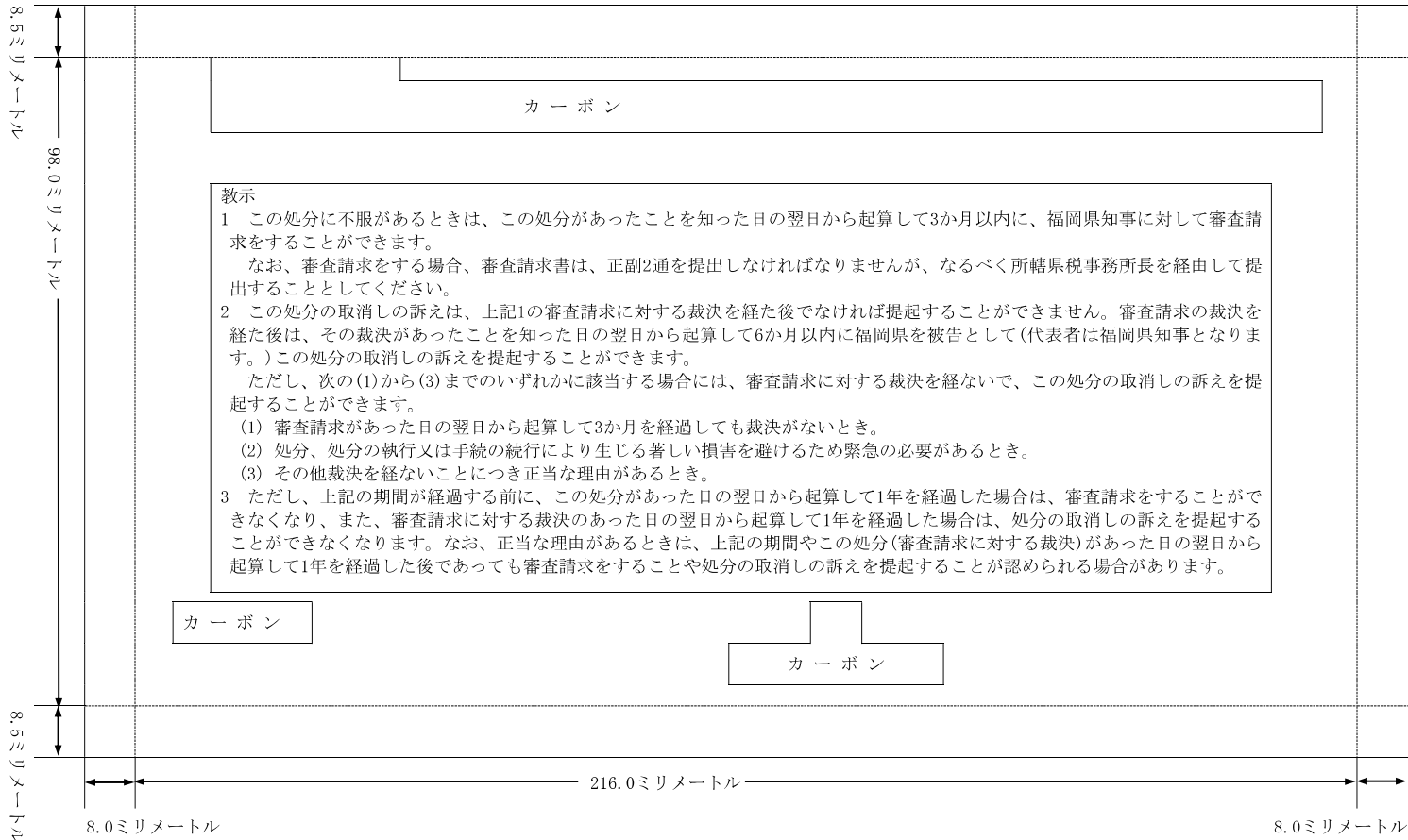
第38号様式その3 (第29条関係)

(表)

8.5ミリメートル	98.0ミリメートル	県税額変更通知書兼過誤納金還付・充当通知書										会計年度	一般会計 歳入	カード 番号				
		様										課税年度	年度分	期別	税目	整理番号		
												自動車税 (種別割)		自動車登録番号				
送金 口座 振替 依頼	福岡銀行(公金集中取扱) 県税事務所											支払 場所 (振替 店)		店				
						年	月	日	号									
区分		過誤納金	充 当 し た 県 税 等							差 引								
当 初 決 定 額	円	区 分	課税年度	年度分	期別	税目	登 録 番 号	整 理 番 号	充 当 金 額	還 付 金 額								
減 額		県 税				税				円								
差引税額		延滞金				税												
減額理由						税												
		還付加算金				税												
		合 計				税												
上記のとおり自動車税(種別割)を減額しましたので通知します。		あなたが納められました県税等は上記のとおり納め過ぎとなりましたから			1 お返します。 2 未納の県税等に充当しました。 3 未納の県税等に充当し、剰余金はお返します。		年 月 日		福岡県 県税事務所長									
(審査請求等については裏面をお読みください。)																		
8.5ミリメートル	8.0ミリメートル	216.0ミリメートル										8.0ミリメートル						

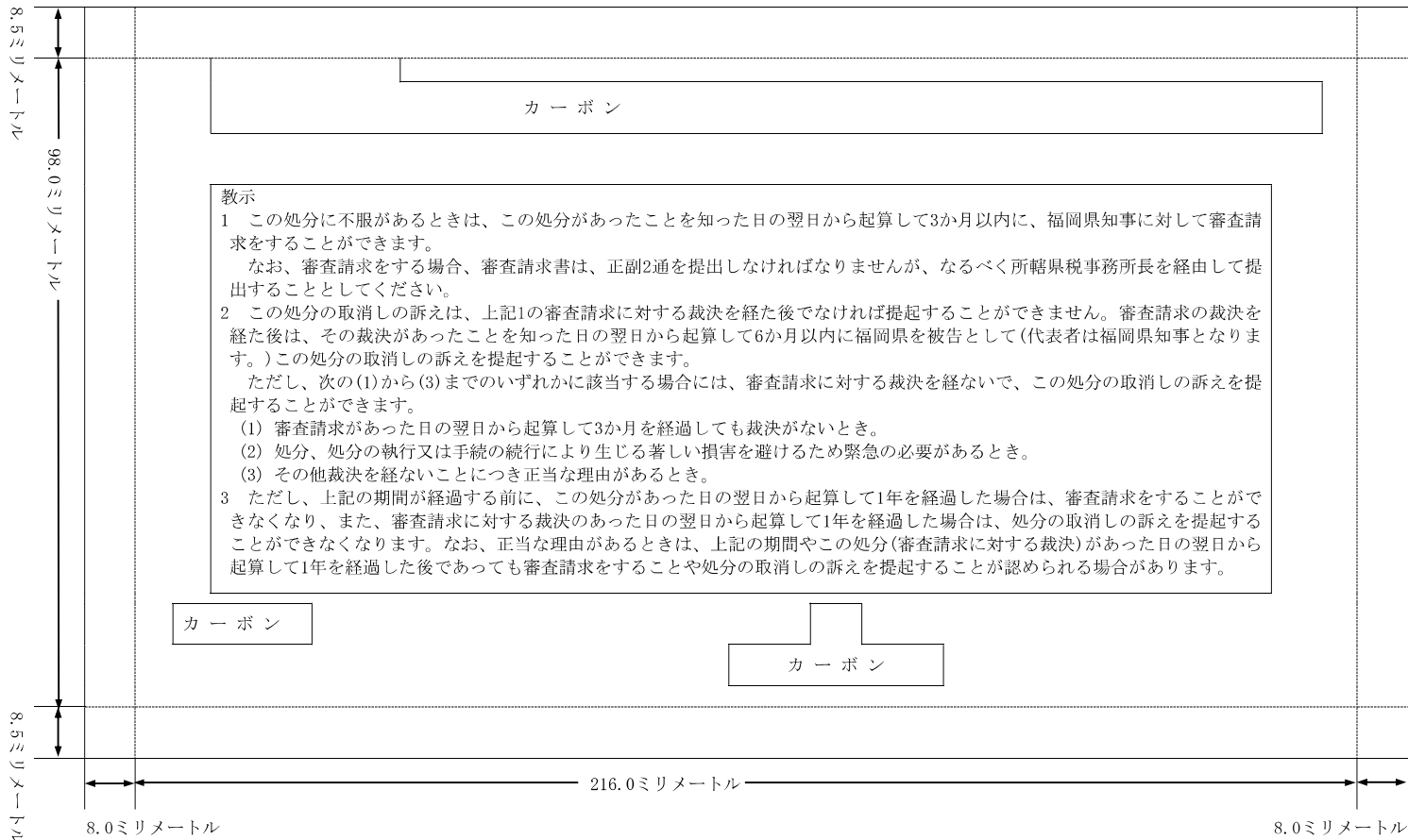
【新】

(裏)



【旧】

(裏)



【新】

第62号の3様式その3(第32条の3関係)(電算用)

第 号

自動車税納税通知書公示送達書

福岡県 県税事務所長

下記の税額は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登録番号	住所・氏名又は名称	納期限	変更納期限	摘要

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

【旧】

第62号の3様式その3(第32条の3関係)(電算用)

第 号

自動車税(種別割)納税通知書公示送達書

福岡県 県税事務所長

下記の税額は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登録番号	住所・氏名又は名称	納期限	変更納期限	摘要

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

【新】

第111号の3様式(第71条関係)

自動車税(県税条例第50条第1項第3号)の課税免除決定通知書		
(私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車)		
住所 氏名 殿	第 号 年 月 日	
福岡県 県税事務所長		印 <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
承認 却下		
年 月 日申請があった下記について したから通知します。		
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
車両登録番号	課税免除適用 年 月 日	備 考
.	.	
摘 要		



【旧】

第111号の3様式(第71条関係)

自動車税(種別割)(県税条例第50条第1項第3号)の課税免除決定通知書		
(私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車)		
住所 氏名 殿	第 号 年 月 日	
福岡県 県税事務所長		印 <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
承認 却下		
年 月 日申請があった下記について したから通知します。		
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
車両登録番号	課税免除適用 年 月 日	備 考
.	.	
摘 要		

【新】

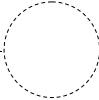

第 1 1 1 号様式 (第71条関係)

受付印 	決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
	年 月 日						※
							※
年 月 日 福岡県県税事務所長殿		納税義務者 (道路運送車両法 上の登録原簿に 記載されたもの)		住所	氏名 (電話 — —)		
自動車税(県税条例第50条第1項第3号)の課税免除申請書 福岡県税条例第50条の規定により課税免除申請書を提出します。							
学校名称及び教育内容							
登録番号	福岡 北九州 久留米 筑豊	最大積載量 乗車定員	(kg) (人) kg 人				
総排気量 及び定格出力	1 kw	車名 型式・年式					
車台番号		原動機の型式					
登録年月日	年 月 日	学校法人等の 認可年月日	年 月 日				
※ 決 議 書(事後処理事項)							
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで						
調 査 の て ん 末							
証拠書類							
対応者氏名							
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 印 				

※印欄は記載しないで大丈夫です。

【旧】

第 1 1 1 号様式 (第71条関係)

受付印 	決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
	年 月 日						※
							※
年 月 日 福岡県県税事務所長殿		納税義務者 (道路運送車両法 上の登録原簿に 記載されたもの)		住所	氏名 (電話 — —)		
自動車税(種別割)(県税条例第50条第1項第3号)の課税免除申請書 福岡県税条例第50条の規定により課税免除申請書を提出します。							
学校名称及び教育内容							
登録番号	福岡 北九州 久留米 筑豊	最大積載量 乗車定員	(kg) (人) kg 人				
総排気量 及び定格出力	1 kw	車名 型式・年式					
車台番号		原動機の型式					
登録年月日	年 月 日	学校法人等の 認可年月日	年 月 日				
※ 決 議 書(事後処理事項)							
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで						
調 査 の て ん 末							
証拠書類							
対応者氏名							
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 印 				

※印欄は記載しないで大丈夫です。

<input type="checkbox"/> 1. 新規登録 (新車) <input type="checkbox"/> 2. 新規登録 (中古車) <input type="checkbox"/> 3. その他 ()		<input type="checkbox"/> 1. 売買 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 4. 所有権保留解除 <input type="checkbox"/> 5. その他 ()		<input type="checkbox"/> 課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免 (障がい者・その他) <input type="checkbox"/> 7. その他 ()		自動車税申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日	
登録番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	運輸支局等 車種区分 かな 番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	登録 (取得・変更・添車等) 年月日 年 月 日	初年度検査年月 (初年度検査年月) 年 月				
住所又は所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)	種別 車・目区分 車体の形状 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 営業用 2. 自家用	車名 (通称名) 型式				
(特号) 氏名又は名称 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	車体重量 最大積載量 車両重量 kg kg kg	車幅 車高 軸間距離 cm cm cm	燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()				
生年月日 年 月 日	車検有効期限 年 月 日	主たる定置場 ※ () 内は田主たる定置場所在の市町村を記入 ()	所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()				
電話番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	年税額 税額 円 円	記載要領 11 を参照	文字はかき書で、ていねいに記入してください。				
住所又は所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	課税標準額 税額 円 円	(領収印) 納税済証	(備考) 1. 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 法第148条該当以外による非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。				

<input type="checkbox"/> 1. 新規登録 (新車) <input type="checkbox"/> 2. 新規登録 (中古車) <input type="checkbox"/> 3. その他 ()		<input type="checkbox"/> 取得区分 1. 売買 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 4. 所有権保留解除 <input type="checkbox"/> 5. その他 ()		<input type="checkbox"/> 課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免 (障がい者・その他) <input type="checkbox"/> 7. その他 ()		自動車税 (環境性能割・種別割) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日	
登録番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	運輸支局等 車種区分 かな 番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	登録 (取得・変更・添車等) 年月日 年 月 日	初年度検査年月 (初年度検査年月) 年 月				
住所又は所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)	種別 車・目区分 車体の形状 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 営業用 2. 自家用	車名 (通称名) 型式				
(特号) 氏名又は名称 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	車体重量 最大積載量 車両重量 kg kg kg	車幅 車高 軸間距離 cm cm cm	燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()				
生年月日 年 月 日	車検有効期限 年 月 日	主たる定置場 ※ () 内は田主たる定置場所在の市町村を記入 ()	所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()				
電話番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	通常の取得価額 円	取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他 ()	環境性能割 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()				
住所又は所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	付加物 円	環境性能割 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()	種別割 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()				
課税標準額 税額 円 円	環境性能割 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()	種別割 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 譲渡担保 6. その他 ()	文字はかき書で、ていねいに記入してください。				
住所又は所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	税額 種別割税額 円 円	(領収印) 納税済証	(備考) 1. 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。 3. 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。				

<input type="checkbox"/> 申告区分 <input type="checkbox"/> 1.新規登録(新車) <input type="checkbox"/> 2.新規登録(中古車) <input type="checkbox"/> 8.その他()		<input type="checkbox"/> 取得原因 <input type="checkbox"/> 1.売買 <input type="checkbox"/> 2.相続 <input type="checkbox"/> 3.贈与 <input type="checkbox"/> 4.所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5.その他()		<input type="checkbox"/> 課税区分 <input type="checkbox"/> 1.課税 <input type="checkbox"/> 2.非課税 <input type="checkbox"/> 3.課税免除 <input type="checkbox"/> 4.減免(除がい者・その他) <input type="checkbox"/> 7.その他()		自動車税申告書(報告書) 知事殿 次のとおり申告(報告)します。 年 月 日					
運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録(取得・変更・廃止等)年月日 年 月 日		初年度最長年月(初年度最長年月) 年 月 日					
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左記で記入)		用途 01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(けん引車) 06.バス(一般乗用) 07.バス(その他) 08.三輪小型 09.特殊用途自動車() 10.その他() 11.バス(一般貨物用)		種別 車・区分 車体の形状 1.普通 2.小型 3.二輪 1.営業用 2.自家用		車名(通称名) 型式		車内総重量 車台番号(下7桁まで) 種別区分番号			
(印字)氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号		原動機の型式 長さ kg(幅 kg) 高さ kg 車検有効期限 年 月 日		総排気量又は定格出力 1 kw ローター数 燃焼の種類 1.ガソリン 2.軽油 3.その他()		主たる定置場 ※()内は主たる定置場所の市町村名を記入 ()		所有形態 1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.譲渡担保 6.その他()			
(印字)住所又は所在地 (印字)氏名又は名称 (印字)住所又は所在地 (印字)氏名又は名称		自動車税 年税額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円 税額 〇 月/12 〇,〇〇〇,〇〇〇 円		減免額・減免後の額		減額理由 年月日		1.抹消 減額 2.賦課取消 差引税額 3.誤賦課 整理番号 4.50条該当 処理年月日 5.15条該当 6.異別換出 7.その他 摘要			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領11を参照		記載要領11を参照		記載要領11を参照		記載要領11を参照			

<input type="checkbox"/> 申告区分 <input type="checkbox"/> 1.新規登録(新車) <input type="checkbox"/> 2.新規登録(中古車) <input type="checkbox"/> 8.その他()		<input type="checkbox"/> 取得原因 <input type="checkbox"/> 1.売買 <input type="checkbox"/> 2.相続 <input type="checkbox"/> 3.贈与 <input type="checkbox"/> 4.所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5.その他()		<input type="checkbox"/> 課税区分 <input type="checkbox"/> 1.課税 <input type="checkbox"/> 2.非課税 <input type="checkbox"/> 3.課税免除 <input type="checkbox"/> 4.減免(除がい者・その他) <input type="checkbox"/> 5.免税点以下 6.商品車 <input type="checkbox"/> 7.その他()		自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書) 知事殿 次のとおり申告(報告)します。 年 月 日					
運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録(取得・変更・廃止等)年月日 年 月 日		初年度最長年月(初年度最長年月) 年 月 日					
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左記で記入)		用途 01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(けん引車) 06.バス(一般乗用) 07.バス(その他) 08.三輪小型 09.特殊用途自動車() 10.その他() 11.バス(一般貨物用)		種別 車・区分 車体の形状 1.普通 2.小型 3.二輪 1.営業用 2.自家用		車名(通称名) 型式		車内総重量 車台番号(下7桁まで) 種別区分番号			
(印字)氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号		原動機の型式 長さ kg(幅 kg) 高さ kg 車検有効期限 年 月 日		総排気量又は定格出力 1 kw ローター数 燃焼の種類 1.ガソリン 2.軽油 3.その他()		主たる定置場 ※()内は主たる定置場所の市町村名を記入 ()		所有形態 1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.譲渡担保 6.その他()			
(印字)住所又は所在地 (印字)氏名又は名称 (印字)住所又は所在地 (印字)氏名又は名称		環境性能割 課税標準額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円 税額 〇,〇〇〇 /100 〇,〇〇〇,〇〇〇 円		種別 年税額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円 税額 〇 月/12 〇,〇〇〇,〇〇〇 円		取得前の用途 1.営業用 2.自家用 年 3.その他()		環境性能割 減免額・減免後の額 種別割 減免額・減免後の額			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領14を参照		記載要領16を参照		記載要領14を参照		記載要領14を参照			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照			
区 分 税 額 正 当 額 円 増 減 額 円		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照		記載要領17を参照			

住所 番 号	運 送 支 店 等	車 種 区 分	か な	番 号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□	□□□□ (右語で記入)

関 以 申 外 告 る に 者 当 該 告 申 義 務 に 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
	電 話 番 号	()

減免額・減免後の額		
-----------	--	--

税 額	□□, □□□□, □□ 〇〇 円
-----	-------------------

住所 番 号	運 送 支 店 等	車 種 区 分	か な	番 号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□	□□□□ (右語で記入)

環 境 性 能 割	□□□, □□□□, □□ 〇〇 円
種 別 割	□, □□□□, □□ 〇〇 円
納 付 税 額	□□, □□□□, □□ 〇〇 円

関 以 申 外 告 る に 者 当 該 告 申 義 務 に 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
	電 話 番 号	()

環 境 性 能 割	減免額・減免後の額		
種 別 割	減免額・減免後の額		

<input type="checkbox"/> 申告区分 <input type="checkbox"/> 新規登録(新車) <input type="checkbox"/> 2. 新規登録(中古車) <input type="checkbox"/> 8. その他()		<input type="checkbox"/> 取得原因 <input type="checkbox"/> 1. 売買 <input type="checkbox"/> 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 <input type="checkbox"/> 4. 所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5. その他()		<input type="checkbox"/> 課税区分 <input type="checkbox"/> 1. 課税 <input type="checkbox"/> 2. 非課税 <input type="checkbox"/> 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免(除がい者・その他) <input type="checkbox"/> 7. その他()		自動車税申告書(報告書) 知事殿 次のとおり申告(報告)します。 年 月 日	
登録支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)		登録支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)		登録(取得・変更・廃止等)年月日 年 月 日		初年度最長年月(初年度最長年月) 年 月 日	
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左詰で記入)		用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗用) 07. バス(その他()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貨物用)		種別 車・区分 車体の形状 1. 普通 2. 小型 1. 営業用 2. 自家用		車名(通称名) 型式	
(印字) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号		車 定 価 最大積載量 車両重量 原動機の型式 長さ kg(幅 kg) 高さ kg 車 検 有 効 期 限		車両総重量 車台番号(下7桁まで) 種別区分番号 総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()	
(印字) 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 (印字) 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		自動車税 年 税 額 〇, 〇〇〇, 〇〇 円 税 額 〇 月/12 〇, 〇〇〇, 〇〇 円		減免額・減免後の額 申告書・所有形態 状 態 税 率 コー ド・税 額 取 得 年 月 日 申 告 年 月 日		関外申告者 関外申告者 氏名又は名称 電話番号	
住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		旧所有者 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		旧所有者 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		住所コード	

<input type="checkbox"/> 申告区分 <input type="checkbox"/> 新規登録(新車) <input type="checkbox"/> 2. 新規登録(中古車) <input type="checkbox"/> 8. その他()		<input type="checkbox"/> 取得原因 <input type="checkbox"/> 1. 売買 <input type="checkbox"/> 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 <input type="checkbox"/> 4. 所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5. その他()		<input type="checkbox"/> 課税区分 <input type="checkbox"/> 1. 課税 <input type="checkbox"/> 2. 非課税 <input type="checkbox"/> 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免(除がい者・その他) <input type="checkbox"/> 7. その他()		自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書) 知事殿 次のとおり申告(報告)します。 年 月 日	
登録支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)		登録支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)		登録(取得・変更・廃止等)年月日 年 月 日		初年度最長年月(初年度最長年月) 年 月 日	
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左詰で記入)		用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗用) 07. バス(その他()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貨物用)		種別 車・区分 車体の形状 1. 普通 2. 小型 1. 営業用 2. 自家用		車名(通称名) 型式	
(印字) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号		車 定 価 最大積載量 車両重量 原動機の型式 長さ kg(幅 kg) 高さ kg 車 検 有 効 期 限		車両総重量 車台番号(下7桁まで) 種別区分番号 総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()	
(印字) 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 (印字) 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		環境性能割 乗 用 車 本 体 (課税標準車価額) 〇, 〇〇〇, 〇〇 円 付 加 物 〇, 〇〇〇, 〇〇 円 課 税 標 準 額 〇, 〇〇〇, 〇〇 円 税 額 〇, 〇〇〇 / 100 〇, 〇〇〇, 〇〇 円		環境性能割 税 率 区 分 記載要領14を参照 燃 費 変 速 装 置 構造 バリアダプター・ASV替換 km/l AT・MT A・B 変・否 記載要領16を参照		減免額・減免後の額 申告書・所有形態 状 態 税 率 コー ド・税 額 取 得 年 月 日 申 告 年 月 日 申 告 ・ 課 税 税 率 区 分 状 態 ・ 特 例 額 (本体・付加) 税 額	
住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		旧所有者 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		旧所有者 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称		住所コード	

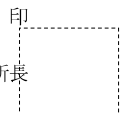
【新】

第 1 1 3 号の 4 様式(第72条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長



自動車税第二次納税義務免除承認(不承認)通知書

さきに、申告があった自動車について、地方税法第11条の9第2項の規定により、下記のとおり免除する(しない)こととしたので通知します。

記

納付番号	登録番号 事実発生の日	買主(使用者)住所・氏名	年度	第二次納税 義務賦課額	左のうち納付 義務免除額
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

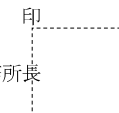
【旧】

第 1 1 3 号の 4 様式(第72条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長



自動車税(種別割)第二次納税義務免除承認(不承認)通知書

さきに、申告があった自動車について、地方税法第11条の9第2項の規定により、下記のとおり免除する(しない)こととしたので通知します。

記

納付番号	登録番号 事実発生の日	買主(使用者)住所・氏名	年度	第二次納税 義務賦課額	左のうち納付 義務免除額
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

- 備考 1 この様式は、上紙、中紙及び下紙(報告書(第113号の6様式その1))の3部複写とし、上紙は控えとし伺い欄を設けること。
- 2 この様式は、課税課が売主に対して報告を求めるときに使用するものであること。

【旧】

- 備考 1 この様式は、上紙、中紙及び下紙(報告書(第113号の6様式その1))の3部複写とし、上紙は控えとし伺い欄を設けること。
- 2 この様式は、課税課が売主に対して報告を求めるときに使用するものであること。

【新】

第113号の5様式 その2(第72条の3関係)

第 年 月 号 日

様

福岡県 県税事務所長

印

所有権留付自動車を買主の住所等に係る報告の請求書

あなたが所有権を留保して販売された自動車の買主の住所等が不明であるため、福岡県税条例第57条の2の規定に基づき、下記事項について、月 日までに報告してください。

登録番号	納付番号	年度	税額	照会事項							
				買主				売主の占有の有無(他社名)	契約締結の年月日	譲渡価額(現金販売価額)	賦払金の支払場所
				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	勤務先所在等	勤務先名称				
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		

注 照会事項のうち、買主の旧住所等及び氏名等の欄は県税事務所にて記入すること。
備考1 この様式は、上紙、中紙及び下紙(報告書(第113号の6様式その2))の3部複写とし、上紙は控えとし伺い欄を設けること。
2 この様式は、納税課が売主に対して報告を求めるときに用いるのもであること。

【旧】

第113号の5様式 その2(第72条の3関係)

第 年 月 号 日

様

福岡県 県税事務所長

印

所有権留付自動車を買主の住所等に係る報告の請求書

あなたが所有権を留保して販売された自動車の買主の住所等が不明であるため、福岡県税条例第57条の2の規定に基づき、下記事項について、月 日までに報告してください。

登録番号	納付番号	年度	税額	照会事項							
				買主				売主の占有の有無(他社名)	契約締結の年月日	譲渡価額(現金販売価額)	賦払金の支払場所
				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	勤務先所在等	勤務先名称				
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		
1福岡 2福岡 3北九州 4久留米	5筑豊		円	旧 新		TEL()		有 無 ()	・ ・ ・		

注 照会事項のうち、買主の旧住所等及び氏名等の欄は県税事務所にて記入すること。
備考1 この様式は、上紙、中紙及び下紙(報告書(第113号の6様式その2))の3部複写とし、上紙は控えとし伺い欄を設けること。
2 この様式は、納税課が売主に対して報告を求めるときに用いるのもであること。

【新】

第113号の5様式 その3 (第72条の3関係)

	起案	・	・	係員	係長	課長	副所長	所長
	決裁	・	・					

様

福岡県 県税事務所長 印

所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書

あなたが所有権を留保して販売された自動車に係る自動車税の納税者について、住所等が不明であるため、福岡県税条例第57条の2の規定に基づき、別紙の所有権留保付自動車の買主の住所不明分一覧表の事項について、 月 日までに報告してください。

(注) この様式は2部複写とし、上紙は伺書、下紙は請求書とすること。

【旧】

第113号の5様式 その3 (第72条の3関係)

	起案	・	・	係員	係長	課長	副所長	所長
	決裁	・	・					

様

福岡県 県税事務所長 印

所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書

あなたが所有権を留保して販売された自動車に係る自動車税の納税者について、住所等が不明であるため、福岡県税条例第57条の12の規定に基づき、別紙の所有権留保付自動車の買主の住所不明分一覧表の事項について、 月 日までに報告してください。

(注) この様式は2部複写とし、上紙は伺書、下紙は請求書とすること。

【新】

注 あなたが、当該自動車を占有している場合は、「売主において確認した買主の住所(居所)」欄に、その旨及びその保管場所を、また、他社の占有となっていることが判明している場合にも、前記に準じて記入してください。

【旧】

注 あなたが、当該自動車を占有している場合は、「売主において確認した買主の住所(居所)」欄に、その旨及びその保管場所を、また、他社の占有となっていることが判明している場合にも、前記に準じて記入してください。

【新】

第113号の6様式 その2(第72条の3関係)

福岡県 県税事務所長 殿

年 月 日

売主名

所有権留付自動車 買主の住所等報告書

さきに請求がありました標記の事について、福岡県税条例第57条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

登録番号	納付番号	年 度	税 額	照 会 事 項						買主の占有の有無(他社名)	契 約 締 結 年 月 日 賦 金 完 済 日	談 渡 備 額 (現金販売額)	賦 払 金 の 支 払 場 所		
				買 主				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称					勤務先所在等	勤務先名称
				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	勤務先所在等	勤務先名称								
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					

- 注 1 買主の住所欄に新住所等及び太枠内の各欄を記入してください。
 2 住所等の記載に当たっては、通称名(特に団地の場合は○○団地○○棟○○号)を記入してください。
 3 代金完済に該当するものについては、余白にその旨記載のうえ、速かに申立書を提出してください。

【旧】

第113号の6様式 その2(第72条の3関係)

福岡県 県税事務所長 殿

年 月 日

売主名

所有権留付自動車 買主の住所等報告書

さきに請求がありました標記の事について、福岡県税条例第57条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

登録番号	納付番号	年 度	税 額	照 会 事 項						買主の占有の有無(他社名)	契 約 締 結 年 月 日 賦 金 完 済 日	談 渡 備 額 (現金販売額)	賦 払 金 の 支 払 場 所		
				買 主				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称					勤務先所在等	勤務先名称
				住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	勤務先所在等	勤務先名称								
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					
1福岡5筑豊 2福岡 3北九州 4久留米			円	旧新		TEL()			有無 ()	・ ・					

- 注 1 買主の住所欄に新住所等及び太枠内の各欄を記入してください。
 2 住所等の記載に当たっては、通称名(特に団地の場合は○○団地○○棟○○号)を記入してください。
 3 代金完済に該当するものについては、余白にその旨記載のうえ、速かに申立書を提出してください。

【新】

第113号の6様式 その3 (第72条の3関係)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

売主名

所有権留保付自動車の買主の住所等報告書

さきに請求がありました標記のことについて、福岡県税条例第57条の2の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

【旧】

第113号の6様式 その3 (第72条の3関係)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

売主名

所有権留保付自動車の買主の住所等報告書

さきに請求がありました標記のことについて、福岡県税条例第57条の12の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

移転変更用及び採消・転出用

申告区分 1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移転登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 移転登録 7. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他	課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (贈与者・その他) 7. その他	自動車税申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日
新車種区分 運輸支局等 車種区分 かな 番号	旧車種区分 運輸支局等 車種区分 かな 番号	登録 (取消・変更・転出等) 年月日 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) 〔ビル・アパート・マンション及び種番番号を左詰で記入〕	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貸切用)	種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状 車名 (通称名) 型式
(フリガナ) 氏名又は名称	原動機の型式 長さ kg (kg) 高さ kg	最大積載量	総排気量又は定格出力 1. 1 kw 2. 軽油 3. その他 ()
生年月日 年 月 日	車重有効期限 年 月 日	車台番号 (下7桁まで)	所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商売車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()
電話番号 (左詰で記入)	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	関係申告書 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	主たる定置場 (※) () 内は田主たる定置場所在の市町村名を記入 ()
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	※下の欄には記入しないでください (職員記入)。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	減免額・減免後の額
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	文字はかき書で、ていねいに記入してください。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	(備考) 1. 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 法第148条該当以外による非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	年税額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	税額 〇 月/12 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	記載要領1を参照
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	(領収印)

(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

移転変更用及び採消・転出用

申告区分 1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移転登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 移転登録 7. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他	課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (贈与者・その他) 6. 商品車 7. その他	自動車税 (環境性能割・種別割) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日
新車種区分 運輸支局等 車種区分 かな 番号	旧車種区分 運輸支局等 車種区分 かな 番号	登録 (取消・変更・転出等) 年月日 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) 〔ビル・アパート・マンション及び種番番号を左詰で記入〕	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貸切用)	種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状 車名 (通称名) 型式
(フリガナ) 氏名又は名称	原動機の型式 長さ kg (kg) 高さ kg	最大積載量	総排気量又は定格出力 1. 1 kw 2. 軽油 3. その他 ()
生年月日 年 月 日	車重有効期限 年 月 日	商品車である場合の五物商許可番号	所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商売車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()
電話番号 (左詰で記入)	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	関係申告書 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	主たる定置場 (※) () 内は田主たる定置場所在の市町村名を記入 ()
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	※下の欄には記入しないでください (職員記入)。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	環境性能割 取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 () 年 3. その他 ()
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	種別割 減免額・減免後の額
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	減免額・減免後の額
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	文字はかき書で、ていねいに記入してください。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	(備考) 1. 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 売買契約書等取付価額を証する書類の写し及び控除額の内部を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。 3. 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	年税額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	税額 〇 月/12 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	記載要領17を参照
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	税額の合計 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	車台番号 (下7桁まで)	車台番号 (下7桁まで)	(領収印) 納税済証

(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

移動変更用及び抹消・転出用

申告区分	1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 転入 4. 転出 5. 抹消登録 6. 抹消登録 7. その他の	取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他の	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 7. その他の	種別制	<input type="checkbox"/>	環境性能制	<input type="checkbox"/>	
登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号	登録 (販出・変更・添車等) 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月)							
住所又は所在地	(都道府県、市町村名、番地までを記入)	用途	01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)	種別	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状	車名 (通称名)	型式		
氏名又は名称	(ビル・アパート・マンション及び種番等を左記で記入)	車種区分	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号 (7桁での)	種別区分番号		
生年月日	年 月 日	原動機の型式	長さ	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		
電話番号	(左記で記入)	車検有効期限	cm	cm	kg	kg	kg	主たる定置場 ※ () 内は田主たる定置場所存在の市町村名を記入 ()		
住所又は所在地		自動車税	年 月 日	年 税 額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	減額理由				
氏名又は名称		税額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	税額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	減額理由				
旧所有者	住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。	記載要領 11 を参照	減額理由						
旧使用者	住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。	記載要領 11 を参照	減額理由						
※この欄には記入しないこと				区分	税 額	減額理由				
				正 当 額	円	減額理由				
				増 減 額	円	減額理由				

移動変更用及び抹消・転出用

申告区分	1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 転入 4. 転出 5. 抹消登録 6. 抹消登録 7. その他の	取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他の	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 7. その他の	種別制	<input type="checkbox"/>	環境性能制	<input type="checkbox"/>	
登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号	登録 (販出・変更・添車等) 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月)							
住所又は所在地	(都道府県、市町村名、番地までを記入)	用途	01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)	種別	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状	車名 (通称名)	型式		
氏名又は名称	(ビル・アパート・マンション及び種番等を左記で記入)	車種区分	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号 (7桁での)	種別区分番号		
生年月日	年 月 日	原動機の型式	長さ	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		
電話番号	(左記で記入)	車検有効期限	cm	cm	kg	kg	kg	主たる定置場 ※ () 内は田主たる定置場所存在の市町村名を記入 ()		
住所又は所在地		自動車税	年 月 日	年 税 額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	減額理由				
氏名又は名称		税額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	税額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円	減額理由				
旧所有者	住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。	記載要領 14 を参照	減額理由						
旧使用者	住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。	記載要領 14 を参照	減額理由						
※この欄には記入しないこと				区分	税 額	減額理由				
				正 当 額	円	減額理由				
				増 減 額	円	減額理由				

種別 番号	運搬支店等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□	□□	□□ (右語で記入)

関以申 外告 るに 者当 報該 告申 義務 に者	住 所 又は 所在地	
	氏 名 又は 名称	
	電 話 番 号	()

減免額・減免後の額		
-----------	--	--

税 額	□□, □□□□, □□ 〇〇 円
-----	-------------------

種別 番号	運搬支店等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□	□□	□□ (右語で記入)

環 境 性 能 割	□□□, □□□□, □□ 〇〇 円
種 別 割	□, □□□□, □□ 〇〇 円
納 付 税 額	□□, □□□□, □□ 〇〇 円

関以申 外告 るに 者当 報該 告申 義務 に者	住 所 又は 所在地	
	氏 名 又は 名称	
	電 話 番 号	()

環境性能割	減免額・減免後の額		
種別割	減免額・減免後の額		

【新】

第 1 1 4 号様式その 1 (第73条関係)

証明書番号第 号	
自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書	
※ 自動車の所有者(使用者)の 住所(所在地)及び氏名(名称)	
※自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	
※ 上記の自動車について証明書を交付してください。 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所(所在地) 申請者 法人名 T E L 氏 名
注 1 ※印の欄を記入してください。 2 この証明書は、継続検査・構造等変更検査以外には使用できません。	
法 148・条例15・条例50・滞・承	

【旧】

第 1 1 4 号様式その 1 (第73条関係)

証明書番号第 号	
自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書	
※ 自動車の所有者(使用者)の 住所(所在地)及び氏名(名称)	
※自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	
※ 上記の自動車について証明書を交付してください。 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所(所在地) 申請者 法人名 T E L 氏 名
注 1 ※印の欄を記入してください。 2 この証明書は、継続検査・構造等変更検査以外には使用できません。	
法 148・条例15・条例50・滞・承	

【新】

第114号様式その2 (第73条関係)

証明書番号第 号	
自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
	※ 個人情報保護のため住所・氏名は記載していません。
自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	
<p>上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県</p> <p style="text-align: right;">印 県税事務所長</p>	
<p>注 1 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。</p> <p>2 「本証明書の有効期限」の欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。</p> <p>3 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。</p>	

【旧】

第114号様式その2 (第73条関係)

証明書番号第 号	
自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
	※ 個人情報保護のため住所・氏名は記載していません。
自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	
<p>上記の自動車について、自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県</p> <p style="text-align: right;">印 県税事務所長</p>	
<p>注 1 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。</p> <p>2 「本証明書の有効期限」の欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。</p> <p>3 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。</p>	

第121号の6様式 削除
第121号の7様式その1 (第71条の2関係)

自動車税 (環境性能割) 修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つぎのとおり申告します。 年 月 日 (納税者控)

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他()	取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()
------	---	------	--

登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右語で記入)	登録(取得)年月日	車名	型式	車台番号
納税義務者	住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入)	種別	1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 用途		
	住所又は所在地 (ビル・アパート・マンション及び種別事務を右語で記入)	税別区分	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貸切用)		
	住所又は所在地 (7桁)氏名又は名称	特別区分	01. 低燃費車(乗用車) (年度基準 % 達成) 02. 低燃費車(バス・トラック) (年度基準 % 達成) 03. 電気 04. 天然ガス 05. プラグインハイブリッド 06. クリーンディーゼル乗用車		
電話番号 (7桁)	区分	修正申告額イ	既に確定した税額ロ	この申告により納付すべき額ハ	
課税標準額①	取得価額	車向本体 (課税標準基準額)	付加物		
税率②	課税標準額①	0 0 0	0 0 0		
税額①×② A	税額	0 0	0 0		
延滞金額 B	延滞金額			0 0	
納付額 A+B	納付額			0 0	

(領収印) 納税済証

文字はかい書で、ていねいに記入してください。

- 記載についてのお願ひ
- 1. 所有権留保付割賦販売の場合は、「納税義務者」欄に使用者を、「所有者」欄に所有者を記載してください。
- 2. 「既に確定した税額」欄は当該自動車について既に申告納付した額を記入してください。
- 3. 申告書の提出について
この申告書は、運輸支局(自動車検査登録事務所)構内の県税窓口へ提出してください。

・この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第121号の7様式その2 (第71条の2関係)

自動車税 (環境性能割) 修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つぎのとおり申告します。

年 月 日 (納税者控)

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他()	<input type="checkbox"/>	取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	<input type="checkbox"/>
------	--	--------------------------	------	--	--------------------------

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録(取得)年月日	車名	型式	車台番号	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日				
納税義務者	住所又は所在地	種別	用途	税目区分	特別区分	区分	修正申告額イ	既に確定した税額ロ	この申告により納付すべき額ハ
	<input type="text"/>	1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 10. その他	01. 低燃費車(乗用車) (年度基準 % 達成) 02. 低燃費車(バス・トラック) (年度基準 % 達成) 03. 電気 04. 天然ガス 05. プラグインハイブリッド 06. クリーンディーゼル乗用車	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルデザインタクシー 05. ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)				
譲渡人又は所有者	住所又は所在地	取得価額	課税標準額①	税率②	税額①×② A	延滞金額 B	納付額 A+B		
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
備考	この欄は汚さないでください。								

第121号の7様式その4 (第71条の2関係)

自動車税 (環境性能割) 修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つぎのとおり申告します。

年 月 日 (納税者控)


申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他()	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	福岡県知事殿		つぎのとおり申告します。		年 月 日 (納税者控)	
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右語で記入)	登録(取得)年月日 年 月 日 4. 平成 5. 令和	車名		型式		車台番号	
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入)	種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス(一般貸切用)	税額区分 01. 低燃費車(乗用車) (年度基準 % 達成) 02. 低燃費車(バス・トラック) (年度基準 % 達成) 03. 電気 04. 天然ガス 05. プラグインハイブリッド 06. クリーンディーゼル乗用車		特別区分 01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルデザインタクシー 05. ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)			
(73) 氏名又は名称 電話番号	区分	修正申告額イ	既に確定した税額ロ	この申告により納付すべき額ハ			
住所又は所在地 (73) 氏名又は名称 代表者	取得価額 車 両 本 体 (課税標準基準額) 付 加 物	課税標準額①	税率②	税 額 ①×② A	延滞金額 B	納 付 額 A+B	
備考	申告書 取得年月日 税率 特 例 取得価額(本体) 取得価額(付加物) 税 額						

【新】

【旧】

(削る)

第121号の8様式(第71条の3関係)

	決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
	年月日						※
							照合番号
							※
譲渡担保財産の取得に係る 自動車税 (環境性能割)の 納税義務免除申告書 軽自動車税 還付申請書							
							
福岡県 県税事務所長様							年 月 日
譲渡担保財産の内容	車名	型式	車台番号	原動機の種類	種別・用途	自動車登録(車両)番号	
使用の本拠の位置							
納付税額	円			納付年月日	・	還付申請額	円
譲渡担保財産認定年月日	・		譲渡担保権者から譲渡担保財産設定者に当該譲渡担保財産が移転した(する)年月日			・	
譲渡担保財産設定者	住所(所在地)						
	氏名(名称)						
福岡県条例第57条の3の規定により 自動車税 (環境性能割)の 納税義務免除申告書 を 軽自動車税 還付申請書 提出します。 住所(所在地) (郵便番号) 納税義務者 氏名(名称) 個人番号 又は 法人番号 (右詰で記載)							
※ 事務処理事項							
通知書発送年月日番	年 月 日	番 号	調 査 年 月 日	調 査 員	年 月 日	㊟	

注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。

注 2 譲渡担保に関する契約書その他免除を証する書面を添付してください。

(削る)

第 1 2 1 号の 9 様式 (第71条の3関係)

譲渡担保財産の取得に係る 自動車税 (環境性能割) の徴収猶予許可 (不許可、取消) 通知書 軽自動車税						
申告者	住所 (所在地)				決議番号 および 年月日	第 年 月 日
	氏名 (名称)				照合番号 登録(届出) 年月日	第 年 月 日
譲渡担保財産 の内容	登録番号 (車両番号)				徴収猶予 通知 年月日	年 月 日
	車名	型式	車台番号	原動機の型式	納付すべき 金額	円
	自動車の種別および用途				徴収猶予 金額	円
					徴収猶予 取消金額	円
譲渡担保財産設 定者へ移転予定 年月日	年 月 日			徴収猶予 期	年 月 日から 年 月 日まで	
<p>申告者 殿 年 月 日 印</p> <p style="text-align: right;">福岡県 県税事務所長</p> <p>年 月 日申告の(付けで許可していた)徴収猶予については、上記のとおり許可する(許可しない、取り消す)こととしたので通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>						
不許可(取消)理由 該当条項						

(削る)

【新】

【旧】

第121号の10様式(第71条の3関係)

第 号					
年度 自動車税 (環境性能割)納税義務免除通知書 軽自動車税 (譲渡担保財産の取得、自動車の返還に係る自動車税・軽自動車税(環境性能割))					
納税 義務者	住 所				
	氏 名				
年 月 日申請のあった自動車税・軽自動車税(環境性能割)を下記のとおり免除する (しない)こととしたので通知します。					
納税通知書 又は 照合番号	年度	免除前の税額	免除税額	免除後の税額	自動車の登録(届出)番号
摘 要					
年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 福岡県 県税事務所長 <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin-left: 10px;"></div> </div>					
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					

【新】

(削る)

【旧】

第121号の11様式(第71条の4関係)

決裁係員係長課長副所長所長	整理番号
年	※
月	照合番号
日	※
自動車の返還に係る自動車税(環境性能割)の納税義務免除申請書 軽自動車税還付申請書	
年 月 日 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;"> 受付印 </div>	
福岡県 県税事務所長殿	
返還した自動車の内容	車名 型式 車台番号 原動機の種類 種別・用途 自動車登録(車両)番号
使用の本拠の位置	
納付税額	円 納付年月日 . . . 還付申請額 円
自動車の取得年月日 . . .	自動車の返還年月日 . . . 摘要
自動車の返還先	住所(所在地) 氏名(名称)
自動車を返還した理由	
福岡県税条例第57条の4の規定により自動車税(環境性能割)の納税義務免除申請書 軽自動車税還付申請書を提出します。	
納税義務者 住所(所在地) (郵便番号) 氏名(名称)	
※ 事務処理事項	
通知書発送年月日 番号	年 月 日 調査年月日 調査員 年 月 日

- 注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 2 自動車を返還したことを証する書面を添付してください。
- 3 自動車を販売業者等から取得して1月以内に返還した場合に適用がありますが自己の責によるための返還は含まれません。

